

事務連絡
令和7年7月4日

公共住宅事業者等連絡協議会
会 員 各 位

公共住宅事業者等連絡協議会

公共住宅建設工事における熱中症対策に係る費用の取扱いについて

時下 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当協議会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会としての「公共住宅建設工事における熱中症対策に係る費用」の基本的な取扱いを下記のとおりといたします。

また、都道府県会員におかれましては、この旨、管内市町村にも周知いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

1. 工事費への費用計上の考え方について

以前から、一般的な熱中症対策に関する項目（別表参照）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目以外（例えば、遮光ネット（足場に設置するものに限る）等）を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとし、当初工事費には費用計上を行わない。

また、当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として計上する。

2. 総合評価落札方式での技術提案の取扱いについて

熱中症対策については、技術提案の有無により受注者の費用負担に差が生じることがないように、入札契約手続き段階における総合評価落札方式の技術提案のテーマとして熱中症対策は求めないこととす

る。

ただし、一般的な熱中症対策以外を目的として技術提案があり、採用した場合、その費用は受注者負担とする。

(別表)

一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）	
・ 作業場用大型扇風機	
・ 作業場換気用送風機	
・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機	
・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備	
・ 遮光チョッキ、空調服	
・ ドライミスト	
・ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置	等

以上